

2017年6月28日

株主各位

姫路市飾磨区中島字一文字 3007 番地

山陽特殊製鋼株式会社

代表取締役社長 樋 口 眞 哉

第105回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第105回定時株主総会において、
下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申
あげます。

敬具

記

- 報告事項
1. 第105期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）事業報告
の内容、連結計算書類の内容ならびに会
計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計
算書類の内容およびその監査結果を報告
いたしました。
 2. 第105期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）計算書類
の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告い
たしました。

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり2017年10月1日を効力発生日として当社普通株式5株を1株に併合することに承認可決されました。

第2号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案どおり取締役に樋口眞哉、富永真市、柳谷彰彦、西濱 渉、永野和彦、高橋幸三、大井茂博、大前浩三、柳本 勝、大森右策の10氏が再選され、新たに小林 敬氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に新たに福田和久氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に小林章博氏が選任されました。

第5号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり役員賞与として総額1億円（取締役分8,700万円、社外取締役分150万円、監査役分1,150万円）を支給することに承認可決されました。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬額を月額4,000万円以内（うち社外取締役分は月額300万円以内）に改定することに承認可決されました。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

以上

【ご参考】

本総会終了後に開催された取締役会および監査役会の決議の結果、2017年6月28日以降の取締役および監査役の新陣容は、次のとおりであります。

代表取締役社長	樋口 眞哉
取締役 専務執行役員	冨永 真市
取締役 専務執行役員	柳谷 彰彦
取締役 常務執行役員	西濱 渉
取締役 常務執行役員	永野 和彦
取締役 常務執行役員	高橋 幸三
取締役 常務執行役員	大井 茂博
取締役 常務執行役員	大前 浩三
取締役 執行役員	柳本 勝
取締役（社外）	大森 右策
取締役（社外）	小林 敬
常任監査役	木村 弘明
監査役（社外）	大江 克明
監査役（社外）	福田 和久



配当金のお支払について

第105期期末配当金は、5月17日開催の取締役会で1株につき7.5円と決定し、6月6日に「第105期期末配当金領収証」をお送りしておりますので、払渡し期間中（2017年7月7日まで）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

また、銀行預金口座への振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」をお送りしておりますので、ご確認ください。

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本総会において、2017年10月1日をもって普通株式5株を1株に併合することを承認可決いただきました。また、2017年5月17日開催の取締役会決議に基づき、2017年10月1日をもって当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更いたします。

つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日最終の当社株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ていたします。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、2017年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

2. 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または以下の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話	0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日を除く）